

# 令和7年度宮崎県歯科保健推進協議会 次第

日時 令和7年7月1日（火）  
午後1時30分から午後3時まで  
場所 県庁防災庁舎2階共用会議室2-2  
（プレスルーム中）

## 1 開会

## 2 あいさつ

## 3 委員紹介

## 4 副会長選出

## 5 報告

- (1) 令和6年度宮崎県の歯科保健事業の実績及び令和7年度の取組 …資料1、2
- (2) 「第3期宮崎県歯科保健推進計画」の指標項目とデータの推移等について …資料3
- (3) 「宮崎県フッ化物洗口マニュアル（第2版）」への追加について …資料4

## 6 協議

- (1) 第3期宮崎県歯科保健推進計画達成に向けた取組について …資料5
  - ・乳幼児期の歯科保健対策について 他

## 7 閉会

### <参考資料>

- ・参考1 宮崎県の歯科保健の状況 2024（R6.8）
- ・参考2 第3期宮崎県歯科保健推進計画及び概要版（R6.3）
- ・参考3 宮崎県フッ化物洗口マニュアル（第2版）（R6.3）
- ・参考4 「地方公共団体における歯科保健医療業務指針」について（R6.3 厚生労働省医政局長通知）

## 令和7年度宮崎県歯科保健推進協議会 出席者名簿

所 属	職 名	氏 名	備考
宮崎県歯科医師会	専務理事	根井 俊輔	
宮崎県医師会	常任理事	吉見 雅博	
宮崎県薬剤師会	専務理事	福森 一真	
宮崎県歯科衛生士会	会長	下池 光	新委員
宮崎県栄養士会	会長	酒元 誠治	
宮崎歯科福祉センター	担当理事	柿崎 陽介	
宮崎県看護協会	常務理事	永野 秀子	
宮崎県保育連盟連合会	副理事長	池脇 雅也	新委員
宮崎産業保健総合支援センター	副所長	地福 竹志	新委員
宮崎県老人保健施設協会	事務局長	川越 康史	
宮崎県老人福祉サービス協議会	会長	渡邊 浩之	
宮崎県手をつなぐ育成会	会長	八木 志乃舞	
宮崎県市町村保健活動連絡協議会	理事	黒田 恵子	新委員 (宮崎市健康支援課)
公募委員	委員	岩切 隆志	
実務者会議代表	会長	佐野 裕一	(宮崎県歯科医師会)

### 事務局

所 属 ・ 職 名	氏 名
宮崎県福祉保健部健康増進課 課長	徳山 美和
// 課長補佐（技術）	井手 香
// 主幹	森木 大輔
// 健康づくり・歯科保健担当 副主幹	岩田 恵美子
// // 主査	松井 優華
// // 技師	木下 輪太郎
// // 歯科衛生士	佐竹 あすか

# 宮崎県歯科保健推進協議会設置要綱

平成23年9月15日  
福祉保健部健康増進課

## (目的)

第1条 県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進し、県民の健康の保持増進に寄与することを目的として、宮崎県歯科保健推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、その推進に努めるものとする。

- (1) 県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関すること。
- (2) 宮崎県歯科保健推進計画に関すること。
- (3) 国の8020運動推進特別事業に関すること。
- (4) その他歯・口腔の健康づくりの推進に必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

## (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (任期)

第5条 協議会の委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会議)

第6条 協議会は、福祉保健部長が招集する。

- 2 協議会の議長は、会長が務める。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

## (実務者会議)

第7条 協議会は、必要に応じて実務者会議を置くことができる。

- 2 実務者会議に関する必要な事項は、別に定める。

## (庶務)

第8条 協議会及び実務者会議の庶務は、宮崎県福祉保健部健康増進課において処理する。

## (補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会及び実務者会議の運営に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

## 附 則

- この要綱は、平成23年10月1日から施行する。  
この要綱は、平成27年3月16日から施行する。  
この要綱は、平成29年1月30日から施行する。  
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。  
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。  
この要綱は、令和5年2月24日から施行する。

別表（第3条関係）

所属
宮崎県歯科医師会
宮崎県医師会
宮崎県薬剤師会
宮崎県歯科衛生士会
宮崎県栄養士会
宮崎歯科福祉センター
宮崎県看護協会
宮崎県保育連盟連合会
宮崎産業保健総合支援センター
宮崎県老人保健施設協会
宮崎県老人福祉サービス協議会
障がい福祉関係団体
宮崎県市町村保健活動連絡協議会
公募委員
実務者会議代表

## 宮崎県歯科保健推進協議会委員名簿

所 属	職 名	氏 名	備考
宮崎県歯科医師会	専務理事	根井 俊輔	
宮崎県医師会	常任理事	吉見 雅博	
宮崎県薬剤師会	専務理事	福森 一真	
宮崎県歯科衛生士会	会長	下池 光 <sup>※3</sup>	
宮崎県栄養士会	会長	酒元 誠治	
宮崎歯科福祉センター	担当理事	柿崎 陽介	
宮崎県看護協会	常務理事	永野 秀子 <sup>※1</sup>	
宮崎県保育連盟連合会	副理事長	池脇 雅也 <sup>※2</sup>	
宮崎産業保健総合支援センター	副所長	地福 竹志 <sup>※2</sup>	
宮崎県老人保健施設協会	事務局長	川越 康史	
宮崎県老人福祉サービス協議会	会長	渡邊 浩之	
宮崎県手をつなぐ育成会	会長	八木 志乃舞	
宮崎県市町村保健活動連絡協議会	理事	黒田 恵子 <sup>※2</sup>	(宮崎市健康支援課)
公募委員	委員	岩切 隆志	
実務者会議代表	会長	佐野 裕一	(宮崎県歯科医師会)

任期 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

※1 令和6年10月1日から令和9年3月31日まで

※2 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

※3 令和7年6月1日から令和9年3月31日まで